

## 規制全般の定期的・横断的見直しについて（案）

### 第 1 検討の趣旨

- 規制・制度改革の推進に当たっては、これまで、「規制・制度改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）など、規制全般の統一的把握や定期的・横断的な見直しルールを策定しようとする試みはあったものの、いまだ規制・制度改革が自律的に進むような明確なルールは確立されていない。
- このため、規制・制度改革委員会（以下「委員会」という。）では、規制・制度の個別具体的な改革分野・項目の検討に加え、規制・制度改革が不断に進むよう、以下の点に配意しながら、規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築について検討すべきとされた。
  - ・ 内閣及び政務三役のリーダーシップの下、各府省庁等が主体的・積極的に改革に取り組むこと
  - ・ 過去の閣議決定等を受けて取り組まれている、許認可等の統一的把握、規制の新設・改廃の際の事前評価などの枠組みを活用しつつ、その機能が十分に発揮され規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
  - ・ 規制の新設・改廃から一定期間が経過したものについて、定期見直し（事後評価）が確保され、統一的把握・事前評価と同様に規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
  - ・ 委員会が必要に応じて各府省庁等の取組に関与することにより、PDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を上げる仕組みを構築すること
- こうした仕組みの具体的な在り方について検討した結果について、今般、取りまとめるものである。

## 第2 規制・制度改革を推進する具体的な「仕組み」の考え方

- 規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築については、「規制」は既に政策評価法に基づく政策評価の対象であり、事前評価については一定の実績があることから、これを活用・拡充することにより実現することが適当であると考えられる。  
この場合、PDCAサイクルとして機能するよう既存の取組を再構築するとともに、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣又は委員会が関与することにより、その成果向上を図る仕組みが必要である。
- 一方、委員会においては、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しを図るため、広聴・検討・調整を経て概ね6月頃の閣議決定を目指す「年度サイクル」の定常化に取り組んでいる。  
この年度サイクルを機能させ、その成果をさらに高めていくためには、各府省庁等が主体的・積極的に取り組む体制の在り方等を具体化するとともに、委員会と緊密に連携・協働する仕組みを構築することが必要である。
- 規制・制度改革を不断に推進し、実現性・実効性を高めるためには、こうした2つのサイクルの確立が不可欠である。また、その活動は、それぞれ独立するのではなく、図1に示すように、車の両輪として互いに補い合う形で実施することが適当である。  
すなわち、国民の声、事業者要望等を定期的・横断的な見直しのPDCAサイクルに反映し、同時に、政策評価や統一的把握の結果を規制・制度改革の年度サイクルに活用していくことが重要である。

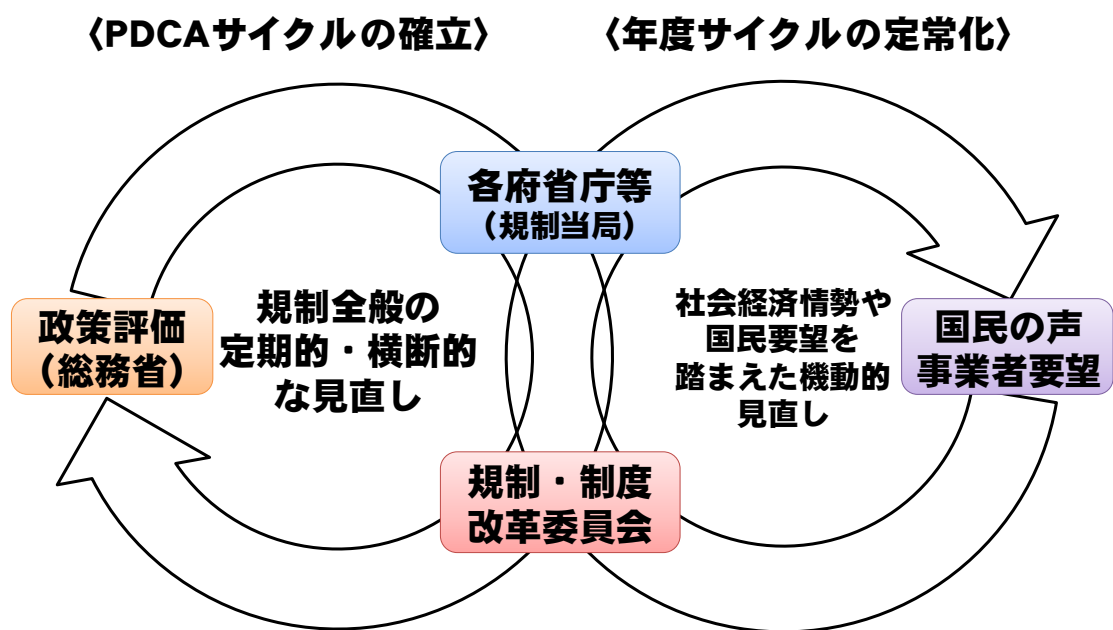


図1 定期的・横断的見直しを実現するための2つのサイクル

### 第3 政策評価の仕組みを活用した「PDCAサイクルの確立」

#### ＜具体的な進め方＞

「PDCAサイクルの確立」（図1左側）については、次のような手順で進める。（図2及び図3参照）

- 1 各府省庁等は、総務省が実施する「許認可等の統一的把握」作業において、既存の規制（許認可等）の見直し（事後評価）時期を明らかにしなければならない。
- 2 規制・制度改革担当大臣は、社会経済情勢等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定し、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。
- 3 各府省庁等は、
  - ① 1のスケジュールに基づいた規制の定期的な見直し（事後評価）を実施したとき
  - ② 規制の新設・改廃を行う場合において、事前評価を実施したときは、これらを公表するとともに、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって、総務省に送付する。
- 4 総務大臣は各府省庁等の規制・制度に係る政策評価の点検を行った場合には、2に該当する重要な規制・制度の項目については、規制・制度改革担当大臣に通知する。
- 5 規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときには、総務大臣に対し、政策評価法第12条第2項の規定に基づく再評価等を行うことを求める。
- 6 総務大臣は、これを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会に諮った上で、必要に応じて規制当局による再評価や総務省による評価等を実施する。
- 7 各府省庁等は、評価結果を当該規制に反映した上で、閣議決定・国会審議等を経て、施行する。

## <説明>

### 1について

- 現在、総務省は昭和60年の閣議決定「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の方針について」に基づき、「許認可等の統一的把握」を概ね2年に1回実施している。(平成21年3月末時点で国の許認可等総数は13,869件。)
- これは国による規制の全体像(総数)を把握するのには役立っているところであるが、規制全般の定期的・横断的見直しにも活用していくため、その調査内容を改定することが必要である。具体的には、それぞれの規制(許認可等)の見直し(事後評価)時期の欄を設けることにより、政策評価制度と連携させることが考えられる。
- これにより、すべての規制にいわゆる「サンセット原則」が適用され、一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の要否等を検討する事後評価のプロセスを経ることとなる。

### 2について

- 規制・制度改革担当大臣は、国民の声、事業者要望、社会経済情勢の変化等を踏まえ、改革を推進する上で重要な規制・制度の項目を選定する。
- また、選定項目の総務大臣への通知に際しては、その後の点検活動における参考となるよう、当該項目を選定した理由を併せて通知する。

### 3について

- これは政策評価法に基づく既定のプロセスである。
- 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃による規制の新設・改廃を行うに当たっては、各府省庁等は、政策評価法に基づく事前評価を実施し、その結果を公表・総務省に送付することとされている。また、総務省はこれを受理し、その点検を行い、必要に応じて客観性を担保するための評価を行うこととされている。
- しかしながら、各府省庁等による評価の公表・総務省送付時期が、閣議決定の後、もしくは閣議決定とほぼ同時となっている場合が見受けられ、現状では、規制の新設・改廃にあたっての説明責任を果たす機能は果たしているものの、事前評価の本来の役割の一つである政策への反映の観点からは、制度の趣旨が必ずしも徹底されていないおそれがある。
- このため、各府省庁等による評価は、総務省による点検活動等のために必要な時間的余裕をもって実施する必要がある。この実施時期については、現状の各府省庁等における政策立案(審議会における審議、関係機関等との調整)と並行して評価作業が行われている実情、総務省が行う点検活動の内容・深度等に配慮する。

- なお、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）では、評価結果の公表については、法律によるもの場合は遅くとも法律案の閣議決定までに、政令によるもの場合は遅くとも行政手続法に基づく意見公募手続までに行うこととされている。
- また、事後評価については、実施手段としての規制を含めた「施策」を単位として行われているのが現状であり、評価のための評価、点検のための点検に陥らないよう、その事務負担量や実効性とのバランスに配慮する。

#### 4から7までについて

- 政策評価法第12条第2項の規定に基づき、総務大臣は再評価等を実施することができる。また、総務大臣は、評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができることとされている（政策評価法第15条第4項）。
- 一方、規制・制度改革担当大臣は政策評価の実施においてこのような権限を有していないが、我が国の規制・制度改革を推進する上で特に重要と考えられるものについては、規制・制度改革担当大臣が関与することが適当である。
- 以上のことから、規制・制度改革担当大臣は、各府省庁等が行う自己評価について総務省が行う点検において、その十分性等を判断するという形で関与することとする。
- 6及び7は政策評価法に基づく既定のプロセスである。なお、政策評価法第12条第2項に基づく再評価等については、各府省庁等の自己評価を原則とする中で、現行の閣議決定（政策評価の基本方針）において詳細な手順が定められている。

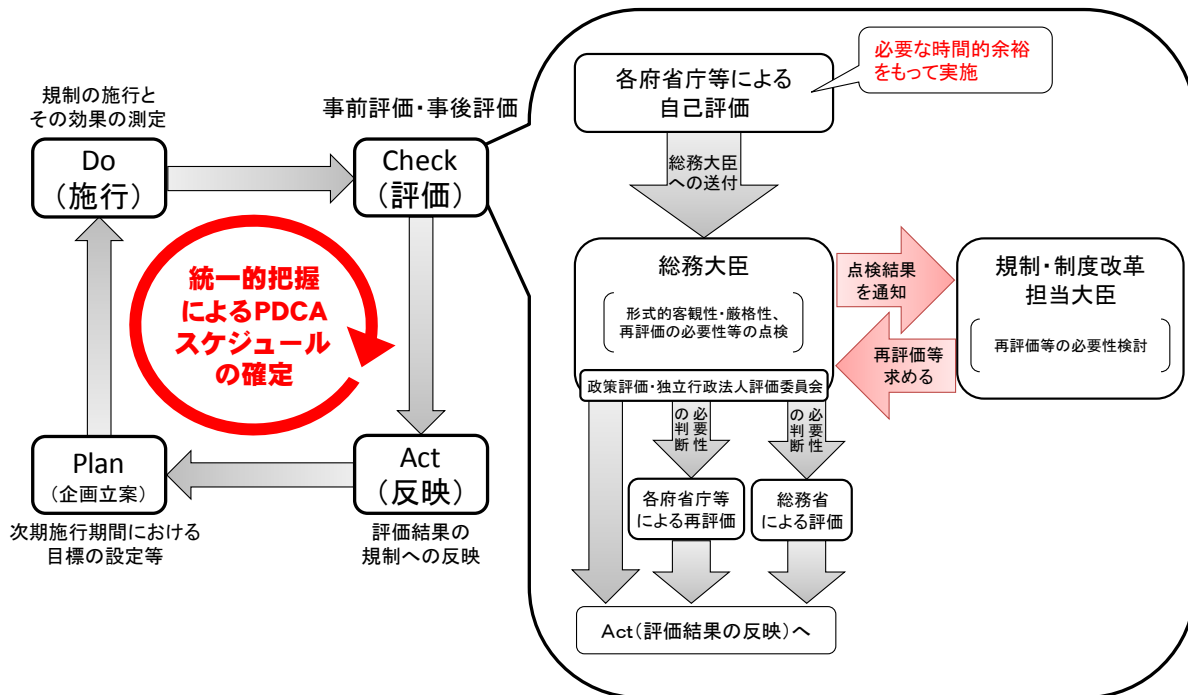


図2 PDCAサイクルの進め方

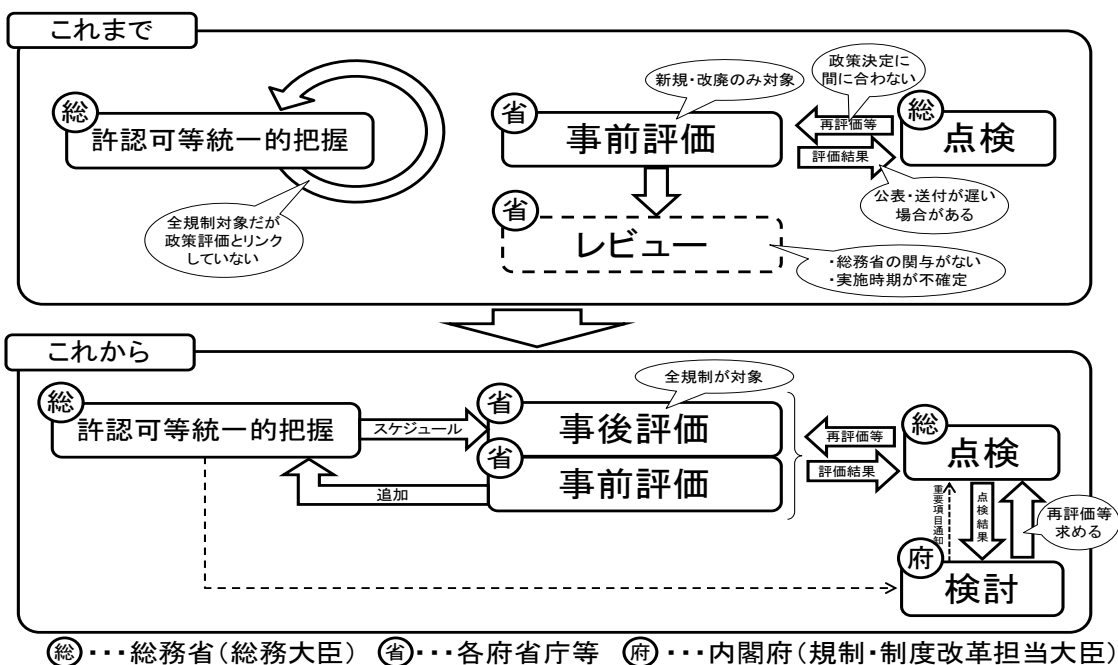


図3 規制に係る政策評価の仕組み新旧比較

## 第4 各府省庁等と委員会が協働する「年度サイクルの定常化」

### ＜具体的な進め方＞

「年度サイクルの定常化」（図2右側）については、次のような手順で進める。（図4参照）

- 1 各府省庁等は、主要な規制・制度改革項目について、その改革案、現状、改革のメリット・デメリットその他の論点を明らかにして、自主策定プラン（案）を作成するとともに、委員会に送付する。（7～8月頃）
- 2 委員会（及び同事務局）は、必要に応じて各府省庁等に対するヒアリングを行い、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、論点を整理する。
- 3 各府省庁等は、ヒアリング結果を踏まえ、自主策定プラン（案）の改定を検討し、決定・公表する。また、決定されたプランに基づき、自主策定プラン案件を委員会に提示する。
- 4 委員会は、3の自主策定プラン案件と委員会が自ら提示する案件（委員会提示案件）を併せて検討（事務折衝、WG・委員会ヒアリング、政務協議等）を行い、これらの案件に係る報告書を取りまとめ、閣議決定を行う。（6月頃目途）
- 5 各府省庁等は、決定されたプランに従い、それぞれの規制・制度改革事項について、審議会における検討等を経て、政策評価（事前評価）を実施し、閣議決定など法令改正等の手続を進める。
- 6 閣議決定された規制・制度改革事項については、改革の趣旨に従った措置が行われているか等について定期的なフォローアップを行うとともに、必要に応じて更なる措置等について検討を行う。



## <説明>

### 1から5までについて

- 規制・制度を所管する各府省庁等が主体的に改革に取り組むことが望ましい一方、各府省庁等が政策ミッションを遂行する上で、必ずしも社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的な見直しを主体的に実施できないおそれがある。
- また、年度サイクルの定常化に際して、規制・制度改革の取組を効率的に進め、その成果を更に高めていくためには、各府省庁等が規制・制度の方向性を確定する前のプランニング段階から、委員会が積極的に関与していくことが必要である。
- このため、各府省庁等は規制・制度改革の自主策定プラン（案）を作成することとし、委員会は、国民の声、事業者要望、社会経済情勢の変化、政策評価の結果等を踏まえ、必要に応じて各府省庁等へのヒアリングを行い、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、論点を整理することによってプランニングに関与する。

### 6について

- これは委員会における既定のプロセスである。

以上

